

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第1号

改正案	現行																									
別紙様式第1号（第25条第1項関係） 1．（略） 2．当庫の現況 （1）～（4）（略） （5）事務所等の状況 イ．事務所数 （略） （記載上の注意） 1． <u>当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）</u> が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2．（略） ロ．当年度の事務所の開設・廃止状況 （略） （記載上の注意） 1． <u>当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u> 2．（略） ハ． <u>信用金庫代理業者の一覧</u> <table><tr><th>氏名又は名称</th><th>主たる営業所又は事務所の所在地</th><th>信用金庫代理業 以外の主要業務</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <u>（記載上の注意）</u> <u>当年度末時点における当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を記載すること。</u> 二． <u>信用金庫が営む銀行代理業等の状況</u> <table><tr><th>所属金融機関の商号又は名称</th></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table> （記載上の注意） <u>当該信用金庫が銀行代理業等（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載</u>	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業 以外の主要業務							所属金融機関の商号又は名称			別紙様式第1号（第25条第1項関係） 1．（略） 2．当庫の現況 （1）～（4）（略） （5）事務所等の状況 イ．事務所数 （略） （記載上の注意） 1．信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2．（略） ロ．当年度の事務所の開設・廃止状況 （略） （記載上の注意） 1．信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2．（略） ハ． <u>信用金庫代理業者数の推移</u> <table><tr><th>前年度末</th><th>当年度末</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 二． <u>当年度新規信用金庫代理業者</u> <table><tr><th>氏名又は名称</th><th>主たる営業所又は事務所の所在地</th><th>主要な他業務</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> （記載上の注意） <u>当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。</u>	前年度末	当年度末			氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務						
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業 以外の主要業務																								
所属金融機関の商号又は名称																										
前年度末	当年度末																									
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務																								

すること。

(削る)

ホ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
(略)

(記載上の注意)

当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

(以下略)

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前年度末	当年度末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
(略)

(記載上の注意)

開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

(以下略)

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第2号

改正案	現行
別紙様式第2号（第25条第1項関係） （略） （記載上の注意） 1． （1）～（20）（略） <u>（21） 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>（22）</u> （略） 2．～6．（略）	別紙様式第2号（第25条第1項関係） （略） （記載上の注意） 1． （1）～（20）（略） <u>（新設）</u> <u>（21）</u> （略） 2．～6．（略）

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第4号

改正案	現行																																																																																							
別紙様式第 4 号（第25条第 1 項関係） （略） 1．（略） （1）～（2）（略） （3）経費 (単位：千円) <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>金</td><td>額</td></tr><tr><td>人</td><td>件</td><td>費</td><td></td></tr><tr><td>報</td><td>酬</td><td>給</td><td>料</td></tr><tr><td>手</td><td>当</td><td></td><td></td></tr></table> ~~~~~ <table><tr><td>減</td><td>価</td><td>償</td><td>却</td><td>費</td></tr><tr><td>(</td><td>削</td><td>る</td><td>)</td><td></td></tr><tr><td>そ</td><td>の</td><td>他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>税</td><td></td><td>金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合</td><td></td><td>計</td><td></td><td></td></tr></table> (以下略)	区	分	金	額	人	件	費		報	酬	給	料	手	当			減	価	償	却	費	(	削	る	)		そ	の	他			税		金			合		計			別紙様式第 4 号（第25条第 1 項関係） （略） 1．（略） （1）～（2）（略） （3）経費 (単位：千円) <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>金</td><td>額</td></tr><tr><td>人</td><td>件</td><td>費</td><td></td></tr><tr><td>報</td><td>酬</td><td>給</td><td>料</td></tr><tr><td>手</td><td>当</td><td></td><td></td></tr></table> ~~~~~ <table><tr><td>減</td><td>価</td><td>償</td><td>却</td><td>費</td></tr><tr><td>無</td><td>形</td><td>固</td><td>定</td><td>資</td></tr><tr><td>産</td><td>償</td><td>却</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ</td><td>の</td><td>他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>税</td><td></td><td>金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合</td><td></td><td>計</td><td></td><td></td></tr></table> (以下略)	区	分	金	額	人	件	費		報	酬	給	料	手	当			減	価	償	却	費	無	形	固	定	資	産	償	却			そ	の	他			税		金			合		計		
区	分	金	額																																																																																					
人	件	費																																																																																						
報	酬	給	料																																																																																					
手	当																																																																																							
減	価	償	却	費																																																																																				
(	削	る	)																																																																																					
そ	の	他																																																																																						
税		金																																																																																						
合		計																																																																																						
区	分	金	額																																																																																					
人	件	費																																																																																						
報	酬	給	料																																																																																					
手	当																																																																																							
減	価	償	却	費																																																																																				
無	形	固	定	資																																																																																				
産	償	却																																																																																						
そ	の	他																																																																																						
税		金																																																																																						
合		計																																																																																						

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第5号

載すること。

(削る)

ホ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
(略)

(記載上の注意)

当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

(以下略)

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前 年 度 末	当 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

ヘ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
(略)

(記載上の注意)

開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

(以下略)

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第6号

改正案	現行
別紙様式第6号（第25条第1項関係） （略） （記載上の注意） 1． （1）～（20）（略） <u>（21） 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>（22）</u> （略） 2．～6．（略）	別紙様式第6号（第25条第1項関係） （略） （記載上の注意） 1． （1）～（20）（略） <u>（新設）</u> <u>（21）</u> （略） 2．～6．（略）

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第8号

改正案	現行																																																																																
別紙様式第 8 号（第25条第 1 項関係） （略） 1． 計算書類に関する事項 （1）～（2）（略） （3）経費 (単位：千円) <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>金</td><td>額</td></tr><tr><td>人</td><td>件</td><td>費</td><td></td></tr><tr><td>報</td><td>酬</td><td>給</td><td>料</td></tr><tr><td></td><td></td><td>手</td><td>当</td></tr><tr><td colspan="4">~~~~~</td></tr><tr><td>減</td><td>価</td><td>償</td><td>却</td></tr><tr><td colspan="2">（削</td><td>る）</td><td></td></tr><tr><td>そ</td><td>の</td><td>他</td><td></td></tr><tr><td>税</td><td></td><td>金</td><td></td></tr><tr><td>合</td><td></td><td>計</td><td></td></tr></table> (以下略)	区	分	金	額	人	件	費		報	酬	給	料			手	当	~~~~~				減	価	償	却	（削		る）		そ	の	他		税		金		合		計		別紙様式第 8 号（第25条第 1 項関係） （略） 1． 計算書類に関する事項 （1）～（2）（略） （3）経費 (単位：千円) <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>金</td><td>額</td></tr><tr><td>人</td><td>件</td><td>費</td><td></td></tr><tr><td>報</td><td>酬</td><td>給</td><td>料</td></tr><tr><td></td><td></td><td>手</td><td>当</td></tr><tr><td colspan="4">~~~~~</td></tr><tr><td>減</td><td>価</td><td>償</td><td>却</td></tr><tr><td colspan="2"><u>無 形 固 定 資 産 償 却</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ</td><td>の</td><td>他</td><td></td></tr><tr><td>税</td><td></td><td>金</td><td></td></tr><tr><td>合</td><td></td><td>計</td><td></td></tr></table> (以下略)	区	分	金	額	人	件	費		報	酬	給	料			手	当	~~~~~				減	価	償	却	<u>無 形 固 定 資 産 償 却</u>				そ	の	他		税		金		合		計	
区	分	金	額																																																																														
人	件	費																																																																															
報	酬	給	料																																																																														
		手	当																																																																														
~~~~~																																																																																	
減	価	償	却																																																																														
（削		る）																																																																															
そ	の	他																																																																															
税		金																																																																															
合		計																																																																															
区	分	金	額																																																																														
人	件	費																																																																															
報	酬	給	料																																																																														
		手	当																																																																														
~~~~~																																																																																	
減	価	償	却																																																																														
<u>無 形 固 定 資 産 償 却</u>																																																																																	
そ	の	他																																																																															
税		金																																																																															
合		計																																																																															

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第9号

改正案	現行																									
別紙様式第9号（第25条第1項関係） 1.（略） 2. 当会の現況 （1）～（4）（略） （5）事務所等の状況 イ. 事務所数 （略） （記載上の注意） 1. <u>当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u> 2.（略） ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況 （略） （記載上の注意） 1. <u>当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u> 2.（略） ハ. <u>信用金庫代理業者の一覧</u> <table><tr><th><u>氏名又は名称</u></th><th><u>主たる営業所又は事務所の所在地</u></th><th><u>信用金庫代理業 以外の主要業務</u></th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> （記載上の注意） <u>当年度末時点における当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を記載すること。</u> 二. <u>信用金庫連合会が営む銀行代理業等の状況</u> <table><tr><th><u>所属金融機関の商号又は名称</u></th></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table> （記載上の注意） <u>当該信用金庫連合会が銀行代理業等（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び</u>	<u>氏名又は名称</u>	<u>主たる営業所又は事務所の所在地</u>	<u>信用金庫代理業 以外の主要業務</u>							<u>所属金融機関の商号又は名称</u>			別紙様式第9号（第25条第1項関係） 1.（略） 2. 当会の現況 （1）～（4）（略） （5）事務所等の状況 イ. 事務所数 （略） （記載上の注意） 1. <u>信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u> 2.（略） ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況 （略） （記載上の注意） 1. <u>信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u> 2.（略） ハ. <u>信用金庫代理業者数の推移</u> <table><tr><th><u>前 年 度 末</u></th><th><u>当 年 度 末</u></th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 二. <u>当年度新規信用金庫代理業者</u> <table><tr><th><u>氏名又は名称</u></th><th><u>主たる営業所又は事務所の所在地</u></th><th><u>主要な他業務</u></th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> （記載上の注意） <u>当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。</u>	<u>前 年 度 末</u>	<u>当 年 度 末</u>			<u>氏名又は名称</u>	<u>主たる営業所又は事務所の所在地</u>	<u>主要な他業務</u>						
<u>氏名又は名称</u>	<u>主たる営業所又は事務所の所在地</u>	<u>信用金庫代理業 以外の主要業務</u>																								
<u>所属金融機関の商号又は名称</u>																										
<u>前 年 度 末</u>	<u>当 年 度 末</u>																									
<u>氏名又は名称</u>	<u>主たる営業所又は事務所の所在地</u>	<u>主要な他業務</u>																								

農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。

(削る)

ホ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
(略)
(記載上の注意)
 当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。
(以下略)

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	前 年 度 末	当 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)
適宜地区別に区分して記載すること。

ヘ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況
(略)
(記載上の注意)
 開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

(以下略)

改正案	現行
別紙様式第10号（第25条第 1 項関係） （略） （記載上の注意） 1． （ 1 ） ～ （20）（略） <u>（21） 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>（22）</u> （略） 2． ～ 6．（略）	別紙様式第10号（第25条第 1 項関係） （略） （記載上の注意） 1． （ 1 ） ～ （20）（略） <u>（新設）</u> <u>（21）</u> （略） 2． ～ 6．（略）

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第12号

改正案	現行																																																																																							
別紙様式第12号（第25条第 1 項関係） （略） 1． 計算書類に関する事項 （1）～（2）（略） （3） 経費 (単位：千円) <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>金</td><td>額</td></tr><tr><td>人</td><td>件</td><td>費</td><td></td></tr><tr><td>報</td><td>酬</td><td>給</td><td>料</td></tr><tr><td>手</td><td>当</td><td></td><td></td></tr></table> ~~~~~ <table><tr><td>減</td><td>価</td><td>償</td><td>却</td><td>費</td></tr><tr><td>(</td><td>削</td><td>る</td><td>)</td><td></td></tr><tr><td>そ</td><td>の</td><td>他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>税</td><td></td><td>金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合</td><td></td><td>計</td><td></td><td></td></tr></table> (以下略)	区	分	金	額	人	件	費		報	酬	給	料	手	当			減	価	償	却	費	(	削	る	)		そ	の	他			税		金			合		計			別紙様式第12号（第25条第 1 項関係） （略） 1． 計算書類に関する事項 （1）～（2）（略） （3） 経費 (単位：千円) <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>金</td><td>額</td></tr><tr><td>人</td><td>件</td><td>費</td><td></td></tr><tr><td>報</td><td>酬</td><td>給</td><td>料</td></tr><tr><td>手</td><td>当</td><td></td><td></td></tr></table> ~~~~~ <table><tr><td>減</td><td>価</td><td>償</td><td>却</td><td>費</td></tr><tr><td>無</td><td>形</td><td>固</td><td>定</td><td>資</td></tr><tr><td>産</td><td>償</td><td>却</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ</td><td>の</td><td>他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>税</td><td></td><td>金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合</td><td></td><td>計</td><td></td><td></td></tr></table> (以下略)	区	分	金	額	人	件	費		報	酬	給	料	手	当			減	価	償	却	費	無	形	固	定	資	産	償	却			そ	の	他			税		金			合		計		
区	分	金	額																																																																																					
人	件	費																																																																																						
報	酬	給	料																																																																																					
手	当																																																																																							
減	価	償	却	費																																																																																				
(	削	る	)																																																																																					
そ	の	他																																																																																						
税		金																																																																																						
合		計																																																																																						
区	分	金	額																																																																																					
人	件	費																																																																																						
報	酬	給	料																																																																																					
手	当																																																																																							
減	価	償	却	費																																																																																				
無	形	固	定	資																																																																																				
産	償	却																																																																																						
そ	の	他																																																																																						
税		金																																																																																						
合		計																																																																																						

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号

改正案						現行					
別紙様式第13号（第131条第 1 項関係） (日本工業規格 A 4)						別紙様式第13号（第131条第 1 項関係） (日本工業規格 A 4)					
第 期 業務報告書 年 月 日から 年 月 日まで						第 期 業務報告書 年 月 日から 年 月 日まで					
(信用金庫名) (所在地) 年 月 日						(信用金庫名) (所在地) 年 月 日					
殿						殿					
(信用金庫名) (理事長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。						(信用金庫名) (理事長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。					
業務報告書 目 次 (略)						業務報告書 目 次 (略)					
第 1 事業概況書 1. ～14. (略) 15. 単体自己資本比率 当期末現在						第 1 事業概況書 1. ～14. (略) 15. 単体自己資本比率 当期末現在					
信用リスク・アセット算出手法 (単位：百万円)						(新 設) (新 設)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	(削る)	(削る)	自己資本総額 (A+B) (C)	(削る)	(削る)	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額					
非累積的永久優先出資			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			非累積的永久優先出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
資本準備金						資本準備金					

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号

	そ の 他 資 本 剰 余 金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額				そ の 他 資 本 剰 余 金				(新 設)		
	利 益 準 備 金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額				利 益 準 備 金				(新 設)		
	特 別 積 立 金			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額				特 別 積 立 金				(新 設)		
	次 期 繰 越 金			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス				次 期 繰 越 金				(新 設)		
	そ の 他			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△		そ の 他				控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
	処 分 未 済 持 分	△	△	控 除 項 目 計 (D)				処 分 未 済 持 分	△	△		控 除 項 目 計 (D)		
	自 己 優 先 出 資	△	△	自 己 資 本 額 (C - D) (E)				自 己 優 先 出 資	△	△		自 己 資 本 額 (C - D) (E)		
	自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金							自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金						
	その他有価証券の評価差損	△	△					その他有価証券の評価差損	△	△				
	営 業 権 相 当 額	△	△					営 業 権 相 当 額	△	△				
	の れ ん 相 当 額	△	△					の れ ん	△	△				
	企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△					(新 設)						
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△					(新 設)						
	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△					(新 設)						
	基 本 的 項 目 (A)							基 本 的 項 目 (A)						
				資 産 (オン ・ バ ラ ン ス) 項 目								資 産 (オン ・ バ ラ ン ス) 項 目		

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			一般貸倒引当金			(新設)		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額			(新設)			(新設)		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)		
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資						期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率 (A ／ F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率 (A ／ F)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (E ／ F)	%	%	補完的項目 (B)			自己資本比率 (E ／ F)	%	%
(記載上の注意) 1. ～ 3. (略) 4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。						(記載上の注意) 1. ～ 3. (略) (新設)					
第2 貸 借 対 照 表						第2 貸 借 対 照 表					
(略)						(略)					
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1. (略)						1. (略)					
(1) ～ (20) (略)						(1) ～ (20) (略)					
(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額						(新設)					
(22) (略)						(21) (略)					
(以下略)						(以下略)					

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号の2

改正案	現行																																																																																								
別紙様式第13号の2（第131条第2項関係） (日本工業規格A4) 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 (信用金庫名) (所 在 地) 年 月 日 殿 (信用金庫名) (理 事 長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 <u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次 (略) 第1〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕事業概況書 1. ～2. (略) 3. 連結自己資本比率の状況 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕	別紙様式第13号の2（第131条第2項関係） (日本工業規格A4) 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 (信用金庫名) (所 在 地) 年 月 日 殿 (信用金庫名) (理 事 長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 <u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次 (略) 第1〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕事業概況書 1. ～2. (略) 3. 連結自己資本比率の状況 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕																																																																																								
<table><thead><tr><th colspan="2">信用リスク・アセット算出手法</th><th colspan="2"></th></tr><tr><th colspan="4">(単位：百万円)</th></tr><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td><td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr><tr><td>非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株</td><td></td><td></td><td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td><td>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>利 益 剰 余 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	信用リスク・アセット算出手法				(単位：百万円)				項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	(削る)	(削る)	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	(削る)	(削る)	非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			優 先 出 資 申 込 証 拠 金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			資 本 剰 余 金						利 益 剰 余 金						<table><thead><tr><th colspan="2">(新 設)</th><th colspan="2">(新 設)</th></tr><tr><th colspan="4">(新 設)</th></tr><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td><u>百万円</u></td><td><u>百万円</u></td><td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td><td><u>百万円</u></td><td><u>百万円</u></td></tr><tr><td>非累積的永久優先出資金</td><td></td><td></td><td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td><td>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>利 益 剰 余 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	(新 設)		(新 設)		(新 設)				項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	非累積的永久優先出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			優 先 出 資 申 込 証 拠 金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			資 本 剰 余 金						利 益 剰 余 金					
信用リスク・アセット算出手法																																																																																									
(単位：百万円)																																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																				
出 資 金	(削る)	(削る)	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	(削る)	(削る)																																																																																				
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																						
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																						
資 本 剰 余 金																																																																																									
利 益 剰 余 金																																																																																									
(新 設)		(新 設)																																																																																							
(新 設)																																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																				
出 資 金	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>																																																																																				
非累積的永久優先出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																						
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																						
資 本 剰 余 金																																																																																									
利 益 剰 余 金																																																																																									

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号の2

処 分 未 済 持 分	△	△	連 結 の 範 囲 に 含 ま れ な い			処 分 未 済 持 分	△	△	連 結 の 範 囲 に 含 ま れ な い		
自 己 優 先 出 資	△	△	金 融 子 会 社 及 び 金 融 業 務			自 己 優 先 出 資	△	△	金 融 子 会 社 及 び 金 融 業 務		
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金			を 営 む 子 法 人 等 、 保 険 子			自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金			を 営 む 子 法 人 等 、 保 険 子		
			法 人 等 、 金 融 業 務 を 営 む						法 人 等 、 金 融 業 務 を 営 む		
			関 連 法 人 等 の 資 本 調 達 手 段						関 連 法 人 等 の 資 本 調 達 手 段		
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	△	△	非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び			そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	△	△	(新 設)		
			信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る								
			保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ								
			ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額								
為 替 換 算 調 整 勘 定			内 部 格 付 手 法 採 用 金 庫 に お い て 、			(新 設)			(新 設)		
			期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る								
			額 の 50% 相 当 額								
新 株 予 約 権			P D / L G D 方 式 の 適 用 対 象 と な る			(新 設)			(新 設)		
			株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 期								
			待 損 失 額								
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分			基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、			連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分			(新 設)		
			自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク								
			ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を								
			持 つ I / O ス ト リ ッ プ ス								
営 業 権 相 当 額	△	△				営 業 権 相 当 額	△	△			
の れ ん 相 当 額	△	△	控 除 項 目 不 算 入 額	△	△	の れ ん	△	△	控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
企 業 結 合 等 に よ り 計 上 さ れ る 無 形	△	△	控 除 項 目 計 (D)			(新 設)			控 除 項 目 計 (D)		
固 定 資 産 相 当 額											
証 券 化 取 引 に 伴 い 増 加 し た 自 己 資	△	△	自 己 資 本 額 (C) - (D) (E)			(新 設)			自 己 資 本 額 (C) - (D) (E)		
本 相 当 額											
内 部 格 付 手 法 採 用 金 庫 に お い て 、						(新 設)					
期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る	△	△									
額 の 50% 相 当 額											
基 本 的 項 目 (A)						基 本 的 項 目 (A)					
			資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目						資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目		
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の			オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目			土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の			オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目		
直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の						直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の					
45% 相 当 額						45% に 相 当 す る 額					

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号の2

一 般 貸 倒 引 当 金			オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、 適格引当金が期待損失額を上回る 額			旧所要自己資本の額に告示に定め る率を乗じて得た額が新所要自己 資本の額を上回る額に25.0を乗じ て得た額		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等			リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 （ F ）		
負 債 性 資 本 調 達 手 段					
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資					
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△			
補 完 的 項 目 （ B ）			T i e r 1 比 率 （ A ／ F ）	%	%
自 己 資 本 総 額 （ A + B ） （ C ）			自 己 資 本 比 率 （ E ／ F ）	%	%
(記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内 部格付手法のいずれかを記載すること。					
第2 連結財務諸表					
1. (略)					
2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)					
科 目	金 額	科 目	金 額		
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)			
現 金 及 び 預 け 金		預 金 積 金			
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金			
~~~~~					
		土 地 再 評 価 差 額 金			
		為 替 換 算 調 整 勘 定			
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
		新 株 予 約 権			
		少 数 株 主 持 分			
		純 資 産 の 部 合 計			

一 般 貸 倒 引 当 金			(新 設)		
(新 設)			(新 設)		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等			リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 （ F ）		
負 債 性 資 本 調 達 手 段					
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資					
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△			
補 完 的 項 目 （ B ）			T i e r 1 比 率 （ A ／ F ）	%	%
自 己 資 本 総 額 （ A + B ） （ C ）			自 己 資 本 比 率 （ E ／ F ）	%	%
(記載上の注意) 1. ～3. (略) (新設)					
第2 連結財務諸表					
1. (略)					
2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)					
科 目	金 額	科 目	金 額		
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )			
現 金 及 び 預 け 金		預 金 積 金			
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金			
~~~~~					
		土 地 再 評 価 差 額 金			
		(新 設)			
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
		(新 設)			
		少 数 株 主 持 分			
		純 資 産 の 部 合 計			

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第13号の2

資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1.				1.			
(1) ～ (3) (略)				(1) ～ (3)			
(4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 <u>(昭和51年大蔵省令第28号)</u> 第15の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項				(4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項			
(5) ～ (16) (略)				(5) ～ (16) (略)			
<u>(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u>				<u>(新設)</u>			
<u>(18)</u> (略)				<u>(17)</u> (略)			
(以下略)				(以下略)			

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号

改正	現行																																																																																				
別紙様式第14号（第131条第1項関係） (日本工業規格A4) 第 期 業務報告書 年 月 日から 年 月 日まで (信用金庫連合会名) (所在地) 年 月 日 殿 (信用金庫連合会名) (理事長氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業務報告書 目 次 (略) 第1 事業概況書 (略) 1. ～15. (略) 16. 単体自己資本比率 当期末現在 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕<table><thead><tr><th colspan="2">信用リスク・アセット算出手法</th><th colspan="2"></th></tr><tr><th colspan="4">(単位：百万円)</th></tr><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td><td>短 期 劣 後 債 務</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr><tr><td> 非累積的永久優先出資 </td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 不 算 入 額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 (C)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 準 備 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	信用リスク・アセット算出手法				(単位：百万円)				項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	(削る)	(削る)	短 期 劣 後 債 務	(削る)	(削る)	非累積的永久優先出資			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)			資 本 準 備 金						そ の 他 資 本 剰 余 金						別紙様式第14号（第131条第1項関係） (日本工業規格A4) 第 期 業務報告書 年 月 日から 年 月 日まで (信用金庫連合会名) (所在地) 年 月 日 殿 (信用金庫連合会名) (理事長氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業務報告書 目 次 (略) 第1 事業概況書 (略) 1. ～15. (略) 16. 単体自己資本比率 当期末現在 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕<table><thead><tr><th colspan="2">(新 設)</th><th colspan="2">(新 設)</th></tr><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>短 期 劣 後 債 務</td><td>百万円</td><td>百万円</td></tr><tr><td> 非累積的永久優先出資金 </td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 不 算 入 額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 (C)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 準 備 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	(新 設)		(新 設)		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	短 期 劣 後 債 務	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)			資 本 準 備 金						そ の 他 資 本 剰 余 金					
信用リスク・アセット算出手法																																																																																					
(単位：百万円)																																																																																					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																
出 資 金	(削る)	(削る)	短 期 劣 後 債 務	(削る)	(削る)																																																																																
非累積的永久優先出資			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△																																																																																
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)																																																																																		
資 本 準 備 金																																																																																					
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																																					
(新 設)		(新 設)																																																																																			
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																
出 資 金	百万円	百万円	短 期 劣 後 債 務	百万円	百万円																																																																																
非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△																																																																																
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)																																																																																		
資 本 準 備 金																																																																																					
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																																					

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号

利 益 準 備 金			自己資本総額（A＋B＋C） （D）			利 益 準 備 金			自己資本総額（A＋B＋C） （D）				
特 別 積 立 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			特 別 積 立 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額				
次 期 繰 越 金						次 期 繰 越 金							
そ の 他				負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			そ の 他				負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
処 分 未 済 持 分	△	△		期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			処 分 未 済 持 分	△		△	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
自 己 優 先 出 資	△	△		短期劣後債務及びこれに準ずるもの			自 己 優 先 出 資	△		△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
自己優先出資申込証拠金						自己優先出資申込証拠金							
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△					
営 業 権 相 当 額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			営 業 権 相 当 額	△	△	（新 設）				
の れ ん 相 当 額	△	△	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			の れ ん	△	△	（新 設）				
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			（新 設）			（新 設）				
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			（新 設）			（新 設）				
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控 除 項 目 不 算 入 額	△	△	（新 設）			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△		
基 本 的 項 目 （ A ）			控 除 項 目 計 （ E ）			基 本 的 項 目 （ A ）			控 除 項 目 計 （ E ）				
償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額（D－E）（F）			償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額（D－E）（F）				
海外特別目的会社の発行する優先出資証券						海外特別目的会社の発行する優先出資証券							

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号

その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額						その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金						一般貸倒引当金					
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額						(新 設)					
負債性資本調達手段等						負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資						期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額						補完的項目不算入額					
補完的項目 (B)						補完的項目 (B)					
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1. ～ 3. (略)						1. ～ 3. (略)					
4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。						(新設)					
第2 貸 借 対 照 表						第2 貸 借 対 照 表					
(略)						(略)					
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
(1) ～ (20) (略)						(1) ～ (20) (略)					
(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額						(新設)					
(22) (略)						(21) (略)					

(以下略)	(以下略)
-------	-------

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号の2

改正案	現行																																																																								
別紙様式第14号の2（第131条第2項関係） (日本工業規格A4) 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 (信用金庫連合会名) (所 在 地) 年 月 日 殿 (信用金庫連合会名) (理 事 長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 連 結 業 務 報 告 書 目 次 第1〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕事業概況書 1. ～2. (略) 3. 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法 (単位：百万円) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td></td><td></td><td>短 期 劣 後 債 務</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 不 算 入 額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 (C)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td><td>自 己 資 本 総 額 (A + B + C) (D)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利 益 剰 余 金</td><td></td><td></td><td>他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)			資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額 (A + B + C) (D)			利 益 剰 余 金			他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手			別紙様式第14号の2（第131条第2項関係） (日本工業規格A4) 連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 (信用金庫名) (所 在 地) 年 月 日 殿 (信用金庫名) (理 事 長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 連 結 業 務 報 告 書 目 次 第1〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕事業概況書 1. ～2. (略) 3. 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (新 設) (単位：百万円) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td></td><td></td><td>短 期 劣 後 債 務</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非累積的永久優先出資金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 不 算 入 額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 (C)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 剰 余 金</td><td></td><td></td><td>自 己 資 本 総 額 (A + B + C) (D)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利 益 剰 余 金</td><td></td><td></td><td>他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)			資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額 (A + B + C) (D)			利 益 剰 余 金			他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手		
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																				
出 資 金			短 期 劣 後 債 務																																																																						
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△																																																																				
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)																																																																						
資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額 (A + B + C) (D)																																																																						
利 益 剰 余 金			他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手																																																																						
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																				
出 資 金			短 期 劣 後 債 務																																																																						
非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△																																																																				
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)																																																																						
資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額 (A + B + C) (D)																																																																						
利 益 剰 余 金			他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手																																																																						

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号の2

処 分 未 済 持 分		△	△	段の意図的な保有相当額			
自 己 優 先 出 資		△	△	負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び これに準ずるもの			
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金				期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の			
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損		△	△				
為 替 換 算 調 整 勘 定				短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ に 準 ず る も の			
新 株 予 約 権							
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分				連 結 の 範 囲 に 含 ま れ な い 金 融 子 会 社 及 び 金 融 業 務 を 営 む 子 法 人 等 、 保 険 子 法 人 等 、 金 融 業 務 を 営 む 関 連 法 人 等 の 資 本 調 達 手 段			
うち海外特定目的会社の発行 する優先出資証券							
営 業 権 相 当 額		△	△				
の れ ん 相 当 額		△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信 用リスク削減手法として用いる保証 又はクレジット・デリバティブの免責 額に係る控除額			
企業結合等により計上される無形 固定資産相当額		△	△	内部格付手法採用金庫において、期待 損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額			
証券化取引に伴い増加した自己資 本相当額		△	△	PD /LGD方式の適用対象となる 株式等エクスポージャーの期 待損失額			
内部格付手法採用金庫において、 期待損失額が適格引当金を上回る 額の50%相当額		△	△	基本的項目からの控除分を除く、自 己資本控除とされる証券化エクスポ ージャー及び信用補完機能を持つ I/Oストリップス			
基 本 的 項 目 （ A ）				控 除 項 目 不 算 入 額		△	△
償還を行う蓋然性を有す る株式等				控 除 項 目 計 （ E ）			
		自 己 資 本 額 （ D − E ） （ F ）					

処 分 未 済 持 分		△	△	段の意図的な保有相当額			
自 己 優 先 出 資		△	△	負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び これに準ずるもの			
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金				期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の			
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損		△	△				
為 替 換 算 調 整 勘 定				短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ に 準 ず る も の			
(新 設)							
連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分				連 結 の 範 囲 に 含 ま れ な い 金 融 子 会 社 及 び 金 融 業 務 を 営 む 子 法 人 等 、 保 険 子 法 人 等 、 金 融 業 務 を 営 む 関 連 法 人 等 の 資 本 調 達 手 段			
うち海外特定目的会社の発行 する優先出資証券							
営 業 権 相 当 額		△	△				
の れ ん		△	△	(新 設)			
(新 設)				(新 設)			
(新 設)				(新 設)			
(新 設)				(新 設)			
基 本 的 項 目 （ A ）				控 除 項 目 不 算 入 額		△	△
償還を行う蓋然性を有す る株式等				控 除 項 目 計 （ E ）			
		自 己 資 本 額 （ D − E ） （ F ）					

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号の2

その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額						その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%																					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			資産（オン・バランス）項目			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産（オン・バランス）項目																		
			オフ・バランス取引等項目						オフ・バランス取引項目																		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額																		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			(新 設)			(新 設)																		
負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額			負債性資本調達手段等			(新 設)																		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計（G）			負債性資本調達手段			リスク・アセット等計（G）																		
期限付劣後債務及び期限付優先出資			(削 る)			期限付劣後債務及び期限付優先出資			(参考) マーケット・リスク相当額																		
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率（A／G）	%	%	補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率（A／G）	%	%																
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%	補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%																
(記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。																											
第2 連結財務諸表 1 (略) 2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円) <table><tr><td>科 目</td><td>金 額</td><td>科 目</td><td>金 額</td></tr><tr><td>(資 産 の 部)</td><td></td><td>(負 債 の 部)</td><td></td></tr><tr><td>現金及び預け金</td><td></td><td>預 金</td><td></td></tr><tr><td>買入手形及びコールローン</td><td></td><td>譲 渡 性 預 金</td><td></td></tr></table>												科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		現金及び預け金		預 金		買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金	
科 目	金 額	科 目	金 額																								
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																									
現金及び預け金		預 金																									
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金																									
第2 連結財務諸表 1 (略) 2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円) <table><tr><td>科 目</td><td>金 額</td><td>科 目</td><td>金 額</td></tr><tr><td>(資 産 の 部)</td><td></td><td>(負 債 の 部)</td><td></td></tr><tr><td>現金及び預け金</td><td></td><td>預 金</td><td></td></tr><tr><td>買入手形及びコールローン</td><td></td><td>譲 渡 性 預 金</td><td></td></tr></table>												科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		現金及び預け金		預 金		買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金	
科 目	金 額	科 目	金 額																								
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																									
現金及び預け金		預 金																									
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金																									

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号の2

~~~~~				~~~~~			
		土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 <u>新株予約権</u> 少数株主持分				土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 <u>(新設)</u> 少数株主持分	
		純資産の部合計				純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意) 1. (1)～(16)(略) <u>(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>(18)</u> (略) (以下略)				(記載上の注意) 1. (1)～(16)(略) <u>(新設)</u>  <u>(17)</u> (略) (以下略)			

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第15号

改正案	現行																																																												
別紙様式第15号（第131条第 1 項関係）  (日本工業規格 A 4)   第 期  業務報告書 年 月 日から 年 月 日まで (信用金庫連合会名) (所在地) 年 月 日 殿 (信用金庫連合会名) (理事長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。  業務報告書 目 次 (略)  第 1 事業概況書  1. ～16. (略) 17. 単体自己資本比率 当期末現在 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕  信用リスク・アセット算出手法  (単位：百万円) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td><td>短 期 劣 後 債 務</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr><tr><td> 非累積的永久優先出資 </td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 不 算 入 額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 ( C )</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 準 備 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	(削る)	(削る)	短 期 劣 後 債 務	(削る)	(削る)	非累積的永久優先出資			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 ( C )			資 本 準 備 金						別紙様式第15号（第131条第 1 項関係）  (日本工業規格 A 4)   第 期  業務報告書 年 月 日から 年 月 日まで (信用金庫連合会名) (所在地) 年 月 日 殿 (信用金庫連合会名) (理事長 氏名 印) 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。  業務報告書 目 次 (略)  第 1 事業概況書  1. ～16. (略) 17. 単体自己資本比率 当期末現在 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕  (新 設) (新 設) <table><thead><tr><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th><th>項 目</th><th>前期末</th><th>当期末</th></tr></thead><tbody><tr><td>出 資 金</td><td><u>百万円</u></td><td><u>百万円</u></td><td>短 期 劣 後 債 務</td><td><u>百万円</u></td><td><u>百万円</u></td></tr><tr><td> 非累積的永久優先出資金 </td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 不 算 入 額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td><td>準 補 完 的 項 目 ( C )</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 準 備 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	短 期 劣 後 債 務	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 ( C )			資 本 準 備 金					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																								
出 資 金	(削る)	(削る)	短 期 劣 後 債 務	(削る)	(削る)																																																								
非累積的永久優先出資			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△																																																								
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 ( C )																																																										
資 本 準 備 金																																																													
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																								
出 資 金	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	短 期 劣 後 債 務	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>																																																								
非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△																																																								
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 ( C )																																																										
資 本 準 備 金																																																													

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第15号

そ の 他 資 本 剰 余 金					
利 益 準 備 金				自 己 資 本 総 額 （ A + B + C ） （ D ）	
特 別 積 立 金					
次 期 繰 越 金				他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	
そ の 他					
処 分 未 済 持 分		△	△		
自 己 優 先 出 資		△	△		
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金				期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の	
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損		△	△		
営 業 権 相 当 額		△	△	非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ ティ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	
の れ ん 相 当 額		△	△		
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額		△	△		
証 券 化 取 引 に 伴 い 増 加 し た 自 己 資 本 相 当 額		△	△	基 本 的 項 目 か ら 控 除 分 を 除 く、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エク ス ポー ジャー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I/O ス ト リ ッ プ ス	
内 部 格 付 手 法 採 用 金 庫 に お い て、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額		△	△		
基 本 的 項 目 （ A ）				控 除 項 目 不 算 入 額	△
				控 除 項 目 計 （ E ）	

そ の 他 資 本 剰 余 金						
利 益 準 備 金				自 己 資 本 総 額 （ A + B + C ） （ D ）		
特 別 積 立 金						
次 期 繰 越 金				他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額		
そ の 他						
処 分 未 済 持 分		△	△			
自 己 優 先 出 資		△	△			
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金				期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の		
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損		△	△			
営 業 権 相 当 額		△	△	(新 設)		
の れ ん		△	△		(新 設)	
(新 設)					(新 設)	
(新 設)				(新 設)		
(新 設)				(新 設)		
(新 設)				控 除 項 目 不 算 入 額	△	
基 本 的 項 目 （ A ）				控 除 項 目 計 （ E ）		

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第15号

償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額（D－E）（F）		
	海外特別目的会社の発行する優先出資証券				
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			資産（オン・バランス）項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8％で除して得た額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資			リスク・アセット等計（G）		
			（削る）		
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

(記載上の注意)

1. ～ 3. (略)

4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

第2 貸 借 対 照 表

(記載上の注意)

償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額（D－E）（F）		
	海外特別目的会社の発行する優先出資証券				
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産（オン・バランス）項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を8％で除して得た額		
一般貸倒引当金			(新設)		
(新設)					
負債性資本調達手段等			(新設)		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資			リスク・アセット等計（G）		
			(参考) マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

(記載上の注意)

1. ～ 3. (略)

(新設)

第2 貸 借 対 照 表

(記載上の注意)

(1) ～ (20) (略)

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)      別紙様式第15号

( 1 ) ～ ( 20 ) (略)   <u>(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u>   <u>(22) (略)</u>   (以下略)	<u>(新設)</u>   <u>(21) (略)</u>   (以下略)
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------